

所管部課	政策経営部 企画政策課	部長	武越 信昭		
件名	東大和市食料品等物価高騰対応給付金事業実施要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>食料品等の物価高騰による市民の負担増を踏まえ、国の重点支援地方交付金を活用して東大和市食料品等物価高騰対応給付金事業を実施する。このことについて、必要な事項を定めるものである。</p> <p>(1) 支給対象者 令和8年1月1日時点で、市の住民基本台帳に記載されている世帯の世帯主</p> <p>(2) 支給内容及び支給額 下記①又は②いずれかを世帯単位で選択の上、支給する。 ①一人あたり7,000円相当の電子ギフト ※スマホ決済できる各種電子ポイント等に交換。交換率は商品によって異なる。 ②一人あたりおこめ券を14枚(6,160円分)</p> <p>(3) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 全市民に世帯単位で支給することにより、市民の消費生活を支援することができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和7年11月28日 国の令和7年度補正予算について閣議決定 令和7年11月29日～ 事業内容の検討開始 令和7年12月16日 国の補正予算が成立 令和7年12月24日 12月補正予算(第6号補正)が可決 (一部令和8年度に繰越)</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>当事業は、年度をまたいで実施する事業であり、給付内容の電子ギフトの受け取り及びおこめ券の利用は令和8年9月30日まで有効であることから、本実施要綱は令和8年9月30日で廃止する。</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに制定事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>					